

国内影響度調査(フィールド・テスト)
入力マニュアル

2005 年 4 月

金融庁
日本銀行

目次

1. 「調査シート」における第三次定量的影響度調査(QIS3)からの主要な変更点	5
2. 全体	6
2.1 推計値	6
2.2 単位	6
2.3 連結ベース	7
2.4 新旧規制の資産区分(ポートフォリオ)間の整合性	7
2.5 基準日	7
2.6 ワークシートの構造	7
2.7 諸手法	8
全体	8
適用除外(Partial Use)	8
2.8 エクスポーチャーの資産区分	8
全体	8
保証およびクレジット・デリバティブ等の取扱い	9
証券化エクスポージャー	10
3. Inputワークシート	11
3.1 目的	11
3.2 General information (一般情報)(パネルA)	11
3.3 Capital held and provisioning data (自己資本および適格引当金等のデータ(パネルB))	11
Capital held (自己資本)(パネルB1)	11
Other supervisory deductions (控除項目)(パネルB2)	12
Provisioning data (適格引当金に関するデータ(パネルB3))	12
3.4 Current accord, trading book and partial use risk-weighted assets (現行告示(現行規制)に基づくリスク・アセット額、特定取引勘定(トレーディング勘定)のリスク・アセット額の直接入力項目(パネルC))	12
Trading book requirements (特定取引勘定(トレーディング勘定)の所要自己資本(パネルC1))	13

Total risk-weighted assets(パネルC3)	13
Partial use of Standardised approach (適用除外の取扱い)(パネルC2)	13
3.5 エクスポージャーのデータ	13
全般の注意事項	13
On-balance sheet exposures(オン・バランスシート取引(パネルD))	14
Off-balance sheet exposures(オフ・バランスシート取引(パネルE))	14
Counterparty Exposures under repo and OTC derivatives (レポ形式の取引およびOTC デリバティブ(派生商品取引)に基づくカウンターパーティー・エクスポージャー(パネルF))	15
4. ChecksワークシートとResultsワークシート	15
5. ParametersワークシートとSummaryワークシート	16
6. Related Entitiesワークシート	16
6.1 必要情報	16
6.2 入力	16
7. Current Accord(現行規制)ワークシート	17
7.1 データ及びエクスポージャーの入力方法	17
7.2 ワークシートの構造	17
7.3 特定取引勘定(トレーディング勘定)	17
7.4 ネットティング契約	17
7.5 信用リスク削減効果	18
8. Current Accord Securitisationワークシート	18
9. Foundation IRB approach(基礎的内部格付手法ワークシート) <Corporate、Bank、 Sovereign等>	18
9.1 全体	18
9.2 ワークシートの構造	19
9.3 PD区分(PD quality bands)の設定	19
9.4 LGD区分(LGD bands)の設定	19
9.5 レポ形式の取引の取扱い	21
9.6 OTCデリバティブ(派生商品取引)の取扱い	22
9.7 オンバランス・シート・ネットティング契約(法的に有効なネットティング)	22

9.8	マチュリティ調整	22
9.9	中堅・中小企業向けエクスポージャー(SME)- 売上高規模の調整	22
10.	Advanced IRB approach(先進的内部格付手法) <Corporate、Sovereign、Bank等>	23
10.1	EAD (EAD bands (事業法人等向け、リテール向けエクスポージャー共通))	23
10.2	LGD (LGD bands)	23
10.3	リテール (Retail QRE、Retail Mortgage、Retail Others)	24
10.4	マチュリティ調整・売上高調整	25
11.	IRB Equity(株式等エクスポージャー)ワークシート	25
11.1	エクスポージャー	25
11.2	「グランドファザリング」の取扱い	25
11.3	「マーケット・ベース方式」(パネルB)および「PD/LGD方式」(パネルC)	25
11.4	告示案第 166 条第 10 項の取扱いについて(PD/LGD方式 (パネルC))	26
12.	IRB Specialised Lending(特定貸付債権)ワークシート(SL Slotting, SL HVCRE, SL Others)	26
13.	IRB Securitisation(証券化エクスポージャー)ワークシート	26
13.1	Securitisation requiring deductions(パネルA)	26
13.2	Securitisation exposures subject to ratings-based or internal assessment approach (外部格付準拠方式・内部評価手法にてリスク・アセットを算出する証券化エクスポージャー)(パネルB)	27
	エクスポージャーのタイプ	27
	リスク・アセット	27
	信用リスク削減効果	27
13.3	Unrated exposures - non IAA (指定関数方式等の取扱い)(パネルC)	28
	エクスポージャーのタイプ	28
	リスク・ウェイトおよびリスク・アセット	28
13.4	Investors' interest (早期償還条項付の証券化取引<投資家持分>)(パネルD)	28
	エクスポージャーのタイプ	28
	エクスポージャー金額およびリスク・アセット	29
14.	Operational Riskワークシート	29
14.1	はじめに	29

14.2 データの取扱い	29
14.3 粗利益	29
14.4 基礎的手法	29
14.5 粗利益配分手法	30
14.6 先進的計測手法	30

はじめに

1. 「調査シート」における第三次定量的影響度調査(QIS3)からの主要な変更点

国内影響度調査に使用される「調査シート」の構成は、2002年10月に実施した第三次定量的影響度調査(Quantitative Impact Study 3、QIS3)に用いられたものと類似したつくりとなっております。但し、当調査シートは、2004年6月にバーゼル銀行監督委員会より発表された「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化:改訂された枠組」における「第三次市中協議文書(third consultative document=CP3、2003年4月公表)」からのルール上の変更点(特に非期待損失(UL)のみをリスク・アセットとする枠組への移行および貸倒引当金の取扱の変更)、また、それらを踏まえて作成された本邦の「告示案」(本年3月31日公表)の内容とも整合的なつくりとなっております。簡単に QIS3 の調査シートからの主要な変更点を紹介すると以下のようなものがあります。

- 「Input」および「Results」ワークシート(後者は主に旧「Capital」ワークシートにおける計算を可能としている)の新設
- 「Current」(現行規制)および「IRB Securitisation」(証券化)ワークシートの簡素化
- 先進的内部格付手法(AIRB)のワークシートにおいては、「非デフォルト債権」と「デフォルト債権」についての LGD 値を分けて入力する方式へ変更
- QIS3 対比でリスク・アセットの計算の正確性を向上させるため、「QIS3」の IRB 関連のシートで用いられた「PD とマチュリティ」が組み合わせられたマトリックスから「PD と LGD」の組み合わせのマトリックスに変更。
- 「QIS3」においては、基礎的または先進的内部格付手法(AIRB・FIRB)における「特定貸付債権(スペシャライズド・レンディング)」のエクスポージャーは、「Corporate」(一般事業法人向けエクスポージャー)のワークシートで一括して報告されていたが、「SL HVCRE」(ボラティリティの高い商業不動産向け貸付)と「SL Other」(その他の特定貸付債権)は、専用のワ

ークシートにて別途報告する形式に変更

- 今回の調査では可能な限り全ての IRB ワークシート(AIRB・FIRB 共通)の基本構造を同様なものとしており、全てのマトリックスを概ね同じセル位置に表示
- エクスポージャー・タイプについて、「Other off-balance sheet exposures(その他オフ・バランスシート・エクスポージャー)」を新設(「Undrawn lines - committed and uncommitted(融資未引出枠等)」、「Repo-style transactions(レポ形式の取引)」または「OTC derivative exposures(派生商品取引)」のいずれのカテゴリーにも属さないオフ・バランスシート・エクスポージャーに対応することを目的)

2. 全体

データについては、エクスポージャーベースで最低限 80%以上を「内部格付手法」にてカバーするように入力する必要があります。エクスポージャーのカバー率については、「Results」ワークシートのパネル 4b)の「Coverage (exposures)」にて確認可能です。

2.1 推計値

金融機関の内部での推計データ等については、「告示案」に基づく最低要件等を満たせない場合においても、各行の合理的な判断で最善と思われる推計方法を行ってください。

各行の合理的な判断に基づく推計方法、あるいはその調整方法等の詳細につきましては、別途「フィールド・テスト質問票」に記入してください。

2.2 単位

通貨:円、単位:百万円で入力をお願いします。尚、パーセントについては、入力の際に自動的にパーセント表示に変換されるようになっておりますが、入力においては、念のため入力値の確認をお願いします。

2.3 連結ベース

告示案第 3 条(連結の範囲)等に基づき、連結ベースで報告を行ってください。尚、今回の調査では、すべての金融機関が告示案の「国際統一基準」に従い入力することとなります。

2.4 新旧規制の資産区分(ポートフォリオ)間の整合性

本調査では、新旧規制の資産区分(ポートフォリオ)間の整合性が必要となります。計算対象となるエクスポージャー(Exposures included)を設定し、その計算対象エクスポージャーに基づき、現行規制および新規制の所要自己資本額が計算されますので、新旧規制で資産区分を整合的に扱うことが非常に重要となります。(このような取扱いにより新旧規制の全体所要自己資本のみならず、資産区分レベルでも比較可能性を確保しております。)

2.5 基準日

平成 17 年 3 月 31 日付のデータに基づき、記入してください。

2.6 ワークシートの構造

データの入力に際し、最低限「黄色」に色付けされたセル(必須入力)にデータを入れてください。「緑色」に色付けされたセルは、直接計算式に反映されるような入力情報ではありませんが、入力結果を分析する際に重要な情報となり得るため極力入力をお願い致します。

他の全てのセルは、自動的に計算が行われるように関数式が組み込まれていたり、他のワークシートのセルにリンクが貼られております。関数式が入ったセル、あるいは色が付けられていないセルは変更できないように入力規制を施しております。また、当局が入力することになっているピンク色のセルもありますが、これらにも入力規制が施しているため変更はできません。

尚、ワークシートにはチェック機能(「Check」)が組み込まれております(赤文字部分)。各チェック項目の下では、入力情報が関連データと一致しているかどうか(「Yes」か「No」)を示すようになっており、各行におかれてはこれらのチェック項目を参考として、データ入力正しいかどうかの確認をお願いします。

特に IRB のワークシートにおいては、銀行内部で推計された PD 値、LGD 値および EAD 値を、シート上の「PD バンド」、「LGD バンド」、「EAD バンド」に反映させる際に、その区分数を独自に定めることができますが、ワークシートは入力規制が施されているため、新たに Excel の列や行を追加したり削除したりすることはできませんので注意して下さい。(指定された区分数に従って入力してください(勿論余った列や行は空欄のままで結構です。))

上記のいずれかの内容に従うことができなかった場合には、別途「フィールド・テスト質問票」等にその旨の記述をしてください。

2.7 諸手法

全体

「調査シート」には、告示案に基づき計算される信用リスクの「内部格付手法」あるいはマーケット・リスク、オペレーショナル・リスクについてのデータを入力する必要があります。また、新旧規制の全体所要自己資本水準を比較するために、現行規制についてもデータを提供することとなります。

適用除外 (Partial Use)

「適用除外」の取扱いは後述の 3.5 等を参照してください。

2.8 エクスポーチャーの資産区分

全体

本調査においては、以下の「資産区分」に分類してデータの入力が必要です。

- Corporate(事業法人向けエクスポージャー)
(但し、SME Corporate(中堅中小企業向けエクスポージャー)および Specialised lending(特定貸付債権)は別途報告要)

- Specialised lending (SL) (特定貸付債権)
 特定貸付債権 (SL) では、「SL HVCRE」(ボラティリティの高い事業用不動産貸付け)と「SL Others」(HVCRE 以外の特定資産債権)のワークシートに区別されており、後者のシートは「プロジェクト・ファイナンス」、「事業用不動産向け貸付け」、「オブジェクト・ファイナンス」、「コモディティ・ファイナンス」のデータを入力するシートとして構成されております。
- Sovereign (ソブリン向けエクスポージャー)
- Banks (金融機関等向けエクスポージャー)
- Retail (リテール向けエクスポージャー)
 - ◆ Other Retail (その他リテール向けエクスポージャー)
 - ◆ Retail QRE (適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー)
 - ◆ Retail Mortgage (居住用不動産向けエクスポージャー)
 (※Home equity lines of credit(HELOCs)は入力する必要はありません。)
- SME Corporate (中堅中小企業向けエクスポージャー)
- Equity (株式等エクスポージャー)
- Purchased receivables (購入債権/トップ・ダウン・アプローチ)
 (※「ボトム・アップ・アプローチ」の場合は、事業法人等向けエクスポージャーと同様に入力をお願いします)
- Securitisation (証券化エクスポージャー)
- Trading book (特定取引勘定(トレーディング勘定))
- Investments in related entities (関連法人等に対する投資)

今回の調査では、基本的に告示案と整合的な資産区分で調査できるよう努めております。尚、告示案第7章第3節第5款に規定される「信用リスク・アセットのみなし計算」については、専用の入力シートがありませんので、該当するワークシートへの入力をお願いします。

保証およびクレジット・デリバティブ等の取扱い

原則として、「調査シート」へ記入するにあたって、銀行は第三者により保証されている(または、プロテクションが提供されている)エクスポージャーを保証人またはプロテクションの提供者(リコーズ先)に応じて配分する必要があります。例えば、ある事業法人向けエクスポージャーに銀行

(A-相当以上)による保証が付されている場合、このエクスポージャーは「金融機関等向けエクスポージャー」(Bank)として入力する必要があります。(このような配分を行う場合、資産区分間で異なる対応は行わないでください。)

尚、資産のプールを保証するようなクレジット・デフォルト・スワップ(CDS)の場合には、その入力について特に注意を要します。CDS がポートフォリオ全体について完全なプロテクションを提供しており、かつプロテクションの売り手(セラー)が適格保証人である場合には、その取扱いは上記と同様とすることも可能です。他方、適格保証人が部分的な保証しか提供していない場合は、資産プールのうちカバーされている部分については上述されたような「置換え方式」に従って行うことも可能です。また、カバーされていない残存部分はファースト・ロス・ポジション保有分とするなどの取扱いを行うことも可能で、「Securitisation」(証券化)ワークシートにおいても、同様の取扱いを行ってください。

該当するIRBワークシートにおいて、「Exposures before credit protection」(CRM効果勘案前のエクスポージャー)を入力する際には、上記と同様の注意を要します。具体的には、保証またはプロテクションが付けられているエクスポージャーを「Exposures before credit protection」(CRM効果勘案前のエクスポージャー)の列において原債務者のPD区分に従って割り当て、これらのエクスポージャーを「Exposures after credit protection」(CRM効果勘案後のエクスポージャー)の列において保証人等のPDに従って割り当てるなどの取扱いが必要となります。

また、原債務者と保証またはプロテクションとの間に通貨ミスマッチがある場合には、そのエクスポージャーがカバーされている金額とカバーされていない金額とに分けるなどの入力が必要となります。

証券化エクスポージャー

内部格付手法にて計算される証券化エクスポージャーについては、「IRB Securitisation」ワークシートへの入力が必要です。証券化エクスポージャーの取扱いについては、告示案第8章などを参考としてください。尚、リボルビング型与信で早期償還条項付の証券化エクスポージャーの場合、所謂「投資家持分(investor's interest)」については、証券化ワークシートの「パネルD」に入力してください。

また、階層的にプロテクションが提供されている等の場合は、カバーされている部分とカバーされていない部分の両方を証券化エクスポージャーとして取扱い、「IRB Securitisation」(証券化)

ワークシートに記入してください。

3. Input ワークシート

3.1 目的

「Input」シートは、各資産区分に対応するエクスポージャー、自己資本および適格引当金等のデータを把握するためのシートです。ここで入力されたデータが各ワークシートに配分されるので、正確に入力をお願いします。

3.2 General information (一般情報)(パネル A)

当該パネルにおいて、報告日付、報告通貨およびその単位を記入し、プルダウン・メニューで採用手法を選択する必要があります(当初より設定可能なものについては、当局側で既に設定)。金融機関は、今回の調査において提供する手法(FIRB または AIRB)をプルダウンで選択することとなります。

3.3 Capital held and provisioning data (自己資本および適格引当金等のデータ(パネル B))

Capital held (自己資本)(パネル B1)

当該パネルにおいて、金融機関が保有している規制上の自己資本の額(基本的項目、補完的項目、準補完的項目、控除項目)を入力します。自己資本に関する Tier 2 算入制限(例: Tier 1 > = Tier 2)などはこのシートで自動計算しますが、自己資本算入における各々の項目の適格性などについては、告示案第 5 条から 8 条等に基づき入力をお願いします。

また、資本の数字は告示案第 3 条等に基づく「連結の範囲」全体の数値を記入してください。今回の調査において計算対象とされていないエクスポージャーや後述 3.5「適用除外」に該当するエクスポージャーがある場合であっても全体の数字を記入してください。

Other supervisory deductions (控除項目)(パネル B2)

他のシートで入力していない自己資本控除額を入力してください。(他のシートで入力する自己資本控除については、例えば、関連法人等に対する投資など関する控除項目は、「Related entities」ワークシートへ入力。証券化エクスポージャーに関する控除項目は「IRB Securitisation」ワークシートへ入力。)

Provisioning data (適格引当金に関するデータ(パネル B3))

「Coverage general provisions as a percentage」には、本パネルに記入された一般貸倒引当金のうち何パーセントが、今回の調査において計算対象とされているエクスポージャーに対応したものであるのかについての値を入力します。(このセルが空欄のままになっている場合は、調査シートの分析上、現行規制におけるリスク・アセットのカバー率を適用することとなります。例として、調査シートにおいて計算される現行リスク・アセットが、当局報告値による現行リスク・アセットの 90%になる場合は、一般貸倒引当金のカバー率も 90%となります。もし、より適切であると考えるカバー率がある場合は、その値を入力してください。)

「General Provisions」の項目のうち、「Included in Tier 2 capital under current Accord」には、現行規制において Tier 2 に算入される一般貸倒引当金を入力してください。また、「Eligible for EL-provisions calculation under IRB」には、IRB における期待損失(EL)と貸倒引当金の相殺において、適格な一般貸倒引当金を入力してください。この場合、調査シートが算入上限額を自動的に計算するため、入力する金額は信用リスク・アセットの 0.6%の上限如何に関わりなく入力してください。尚、「Eligible for Tier2 under Standardised approach partial use」の取扱いについては、後述の 3.5 を参照してください。

3.4 Current accord, trading book and partial use risk-weighted assets (現行告示(現行規制)に基づくリスク・アセット額、特定取引勘定(トレーディング勘定)のリスク・アセット額の直接入力項目(パネル C))

Trading book requirements (特定取引勘定(トレーディング勘定)の所要自己資本(パネル C1))

マーケット・リスク相当額は、特定取引勘定(トレーディング勘定)におけるカウンターパーティーリスク、個別リスク、一般市場リスクの3つに分類して計算します。本シートにおいては、そのうちの「個別リスク(内部モデル方式)」、「一般市場リスク(標準的方式及び内部モデル方式双方)」のリスク相当額を直接入力することになります。(カウンターパーティーリスクや個別リスクの標準的方式については、該当するシート(Trading)で入力することになります。)

Total risk-weighted assets(パネル C3)

当該パネルでは、現行規制にて算出されるリスク・アセットの総額(supervisory returns)を記入してください。(データの分析上必要となる項目ですので入力をお願いします)

Partial use of Standardised approach (適用除外の取扱い)(パネル C2)

後述の 3.5 を参照してください。

3.5 エクスポージャーのデータ

全般の注意事項

エクスポージャーについては、個別貸倒引当金および部分直接償却額等を含めたグロス額、およびこれらを差引き後のネット額の両方を入力してください。また、これらの数値にはまだ全額償却されていないデフォルト債権も含まれます。(現行規制は、ネットのエクスポージャー額が必要になるのに対し、IRB 手法はグロスのエクスポージャーが必要となるため、このような入力形式となっております。)

証券化エクスポージャーは、CRM 効果勘案前のエクスポージャーを入力します。但し、早期償還条項付の証券化エクスポージャーに関する投資家持分については、「Input」ワークシートにおいて明確にその分を区別するような入力は不要です。

On-balance sheet exposures(オン・バランスシート取引(パネル D))

エクスポージャーの入力に際し、包括的手法を採用する場合、ヘアカット (He) 勘案前のエクスポージャーを入力してください。パネル D1 には銀行勘定で認識されるエクスポージャーを、パネル D2 には特定取引勘定(トレーディング勘定)で認識されるエクスポージャーを、パネル D3 にはその他資産に該当するエクスポージャーを、パネル D5 には本調査において計算対象として含まれないエクスポージャーを、各々入力することになります。(リース取引における見積残存価額部分のエクスポージャーの入力は「lease residuals」の箇所ではなく、「Other assets」の箇所に入力してください。)

他方、パネル D4(Assets subject to partial use of Standardised Approach)には、告示案第 148 条に基づく「適用除外」に関するエクスポージャーを入力することが可能ですが、入力する場合には以下の点に留意をお願いします。(以下の留意点は、オン・バランスシート・エクスポージャー、オフ・バランスシート・エクスポージャーの両方に適用されます。)

- 入力に際しては、今回の調査で、「計算対象となるエクスポージャー(Exposures included)」と「計算対象とならないエクスポージャー(Exposures not included)」とは別に、「適用除外」に該当するエクスポージャーを設定することとなります。
- 「適用除外」に該当するエクスポージャーを入力した場合、当該エクスポージャーに対応したリスク・アセット額をパネル C2「Partial use of Standardised approach」に入力する必要があります。また、当該エクスポージャーに対応した一般貸倒引当金をパネル B3「Eligible for Tier2 under Standardised approach partial use」に設定する必要があります。

Off-balance sheet exposures(オフ・バランスシート取引(パネル E))

オフ・バランスシート・エクスポージャーは、掛目を乗じる前のエクスポージャーを入力します。(掛目勘案後のエクスポージャーは、各手法のワークシートで入力することになります。)

また、融資等の未実行分あるいは未引出分等(undrawn)とその他オフ・バランスシート項目(Other off-balance sheet items)の入力は別々となります。但し、証券化エクスポージャーに関しては、未引出分等(undrawn)の項目に、その他オフ・バランスシート(Other off-balance sheet

items)の項目も合わせて入力することとなります。

特に、未引出分(undrawn)のエクスポージャーには、告示案第157条第3項2号に規定される「任意の時期に無条件で取消可能な事業法人等向けの当座貸越枠の未引出額又はその他の信用供与枠の未引出額」も含まれます。このような取引の場合、FIRBの各計算シートでは、一旦エクスポージャーを入力した上で、0%の掛目を乗じて調整することになります。AIRB及びリテールポートフォリオの場合においても、推計において0%の掛目を適用する時は、FIRBと同様の方法にて入力してください。

Counterparty Exposures under repo and OTC derivatives (レポ形式の取引および OTC デリバティブ(派生商品取引)に基づくカウンターパーティー・エクスポージャー(パネル F))

パネル F1 と F2 のそれぞれに、銀行勘定および特定取引勘定(トレーディング勘定)のレポ形式の取引および OTC デリバティブ(派生商品取引)のエクスポージャーを入力します。OTC デリバティブについては、与信相当額を入力してください。レポ形式の取引のエクスポージャーは、有価証券の貸付、有価証券による担保の提供を含むとともに、有価証券貸借取引の保証等も含まれます。レポ形式の取引において、担保として差し入れられている現金などは、貸付としてではなく、レポ形式の取引としてエクスポージャーを認識します。「Input」ワークシートにおいては、エクスポージャーのグロス額(即ち、担保(C)を一切差し引かないエクスポージャー金額(E))を記入してください。

また任意入力項目として、カウンターパーティー・エクスポージャーの計算に用いた手法を選択してください。(プルダウン・メニュー有り)

4. Checks ワークシートと Results ワークシート

「Checks」ワークシートは、調査シート全体を通じて組み込まれているチェック機能をまとめたもので、各ワークシートにおける入力情報が「Input」ワークシートにおける該当セクションと合致しているかどうかを示しております。このワークシートを使ってデータ入力に関する検証が可能ですので活用ください。

「Results」ワークシートは、他のシートで入力された情報をもとに、資本項目および控除項目に関する主要な情報をまとめ、全ての手法間に渡るリスク・アセットおよび期待損失(EL)の概要を

銀行勘定とトレーディング勘定に分けて提供しております。このワークシートには入力は一切不要です。

5. Parameters ワークシートと Summary ワークシート

「Parameters」ワークシートは、所要自己資本の計算に使用されるパラメーターを設定しております。このワークシートへの入力は一切不要です。

「Summary」ワークシートは、当局による集計作業が容易になるように各ワークシートで入力された数字あるいは計算結果を示すシートです。このワークシートへの入力は一切不要です。

6. Related Entities ワークシート

6.1 必要情報

「連結の範囲」に関する出資のみがこのワークシートにおいて報告されるようにするとともに、二重計上を避けるために、このワークシートで報告されるいずれの出資も、他の資産区分（特に「Equity」（株式等エクスポージャー））には含まれないようにしてください。

- (a) 非連結で、過半数を所有または支配している証券および他の金融事業法人に対する出資
- (b) 銀行、証券および他の金融事業法人に対する重大な少数持分出資
- (c) 保険子法人等に対する出資
- (d) 一般事業法人に対する重大な少数持分出資および過半数を超える出資で、一定の重要性レベルを超えるもの
- (e) その他の出資（即ち、重大な少数持分を所有する一般事業法人および過半数を所有する一般事業法人で重要性レベルを下回るもの、ならびに、他に該当するものがあればその事業法人）。

6.2 入力

「Amount outstanding（残高）」の列の(a)から(e)までのカテゴリーについての出資金額を記入

してください。

7. Current Accord (現行規制) ワークシート

7.1 データ及びエクスポージャーの入力方法

データについては、現行告示(現行規制)の内容に基づき入力してください。エクスポージャーの入力に際し、現行規制にて認識される信用リスク削減効果を認識した後(post-CRM)のエクスポージャーを入力します。(より具体的には、リスク・ウェイト乗じる前のエクスポージャーを入力してください。)

7.2 ワークシートの構造

リスク・アセットは「Current」ワークシートに基づき、1 から 11 まで番号付けされているパネル毎に別々に計算されます。資産区分は、新規制(IRB)にて区分されるものと整合的な区分となっており、「Drawn exposures(融資等実行額)(パネル a)」、「Undrawn lines(融資等未実行額、未引出額)(パネル b)」、「Repo-style transactions(レポ形式の取引)(パネル c)」、「OTC デリバティブ(派生商品取引)(パネル d)」および「Other off-balance sheet exposures(その他オフ・バランスシート・エクスポージャー)(パネル e)」毎にリスク・アセットが計算されます。

7.3 特定取引勘定(トレーディング勘定)

特定取引勘定(トレーディング勘定)におけるカウンターパーティー・エクスポージャーの入力は、銀行勘定と区別して入力してください。特定取引勘定(トレーディング勘定)のバランスシート上のエクスポージャーおよび OTC デリバティブ・エクスポージャーで、「個別リスク(specific risk)」が生じるものは、「個別リスク」のセクション(パネル 11c)のボックスに記入してください。

7.4 ネットティング契約

銀行はエクスポージャーのグロス額のうちネットティング契約でカバーされている部分を 0%のり

スク・ウェイト・バケットに入力してください。ネットティング後の無担保・無保証などの残存部分は、カウンターパーティーのリスク・ウェイトに対応するバケットに入力してください。

7.5 信用リスク削減効果

保証およびクレジット・デリバティブの取扱いはセクション 2.8 に記述されている方法と同様に入力してください。

8. Current Accord Securitisation ワークシート

新規制(IRB)にて入力される証券化エクスポージャーのリスク・アセット額との比較のため、現行規制で計算される証券化エクスポージャーのリスク・アセット額を入力してください。

9. Foundation IRB approach (基礎的内部格付手法ワークシート) <Corporate、Bank、Sovereign 等>

9.1 全体

基礎的内部格付手法(FIRB)にてリスク・アセットを計算するために、大きく分けて三種類の入力ステップがあります。(①PD バンドに対応するエクスポージャーの配分(PD バンドの設定)、②PD バンドに対応した「担保区分」(あるいは LGD バンド)の設定およびそれら区分に対応するエクスポージャーの配分、そして③これらのエクスポージャーについて、加重平均マチュリティの入力。)

ワークシートには 5 つのパネルが設けられ、(a) Drawn exposures (融資実行分等)、(b) Undrawn lines (融資未実行分・未引出分)、(c) Repo-style transactions (レポ形式の取引)、(d) OTC derivative exposures (OTC デリバティブ(派生商品取引))、(e) Other off-balance sheet exposures (その他オフ・バランスシート取引)が設定されています。

事業法人等向けエクスポージャーのワークシート(「Corporate」、「Bank」、「Sovereign」)は同様の入力形式となっていますが、中堅中小企業向けエクスポージャー(「SME Corporate」)は、事業法人等向けワークシートの基本的な入力ステップの他に、「企業の売上高調整」が必要と

なります。(詳しくはセクション 9.9 を参照ください)

リテール向けポートフォリオの入力方法については、マチュリティ調整を除き、事業法人等向けエクスポージャーとほぼ同様の入力方法です。(リテール向けエクスポージャーに関する追加の入力についてはセクション 10.3 を参照ください)

9.2 ワークシートの構造

IRB ワークシートの最も左側の項目には「PD バンド」(PD quality bands)が位置し、その隣には入力情報によって計算された「リスク・アセット」等のデータが表示されます。

その右側において、PD バンドに対応したエクスポージャー額を入力(信用リスク削減効果(Effect of Credit Protection)を勘案)し、更に「PD/LGD バンド」毎(FIRB:PD quality bands(20)×LGD bands(8)、AIRB:PD quality bands(20)×LGD bands(15))にエクスポージャーを配分します。その隣のセグメントにおいて、入力した「PD/LGD バンド」毎のエクスポージャーに対応した「エクスポージャー加重平均マチュリティ」を入力します。

9.3 PD 区分(PD quality bands)の設定

非デフォルト債権については、内部推計等に使用されているものと同程度に、可能な限り内部推計の実態に基づいた PD 区分を設定してください。(「PD Quality Bands(PD 区分)」の欄に、自行の PD 区分を入力してください。)

「Estimated PD」(PD 推計値)の列において、各区分の PD 値を入力してください。ここには PD 区分(格付区分)に割り当てられているエクスポージャー群を最も正確に反映した PD 推計値を入力してください。この推計値が、シート上におけるリスク・アセットの計算に反映されることとなります。(尚、PD 区分は最大 20 区分まで設定可能で、それ以上の設定はできません。デフォルト債権については PD=100%が設定されております。)

自行推計において、PD 区分への配分が難しいエクスポージャーがある場合等は、その配分方法等を別途「フィールド・テスト質問票」に記入してください。

9.4 LGD 区分(LGD bands)の設定

「PD バンド」のエクスポージャーに対応するように、担保の種類に応じた(CRM 効果の勘案後)エクスポージャーを入力する必要があります。FIRB のワークシートにある 8 つのカテゴリーに応じてエクスポージャーを配分してください。

1. Unsecured - subordinated debt(無担保・無保証 - 劣後債権)
2. Unsecured - other debt(無担保・無保証 - 通常債権)
3. Other physical collateral(その他担保)
4. Receivables(購入債権担保)
5. Commercial real estate(CRE)(商業用不動産担保)
6. Residential real estate(RRE)(居住用不動産担保)
7. Gold(金担保)
8. Financial collateral(適格金融資産担保)

以下の記述を参考に各「PD/LGD バンド」に対応したエクスポージャーを配分してください。

【エクスポージャーの LGD バンドへの配分例】

A) エクスポージャーが完全に無担保である場合

⇒ 全額を無担保のカテゴリーに配分

B) エクスポージャーが金銭担保または金によって担保されている場合

⇒ 銀行は H(即ち、ゼロと E-E*のうち値のより大きい方)の調整後の被担保部分を、有担保のカテゴリー(金担保または適格金融資産担保)、無担保部分(E*)は無担保カテゴリーに配分

C) 商業用または居住用不動産によって担保されている場合

⇒ 担保によって 140%カバーされているエクスポージャーがある場合は同エクスポージャーの 100%を商業用または居住用不動産カテゴリーに入れる。担保によってそこまでカバーされていないが最低担保率 30%は満たしているエクスポージャーについては、同エクスポージャーのうち次の割合部分を商業用または住宅用不動産カテゴリーに配分

= (担保されているエクスポージャーの割合 / 140%) x エクスポージャー金額

残存部分は無担保カテゴリーに配分する。

D) 購入債権によって担保されている場合

⇒ 銀行が担保により 125%カバーされているエクスポージャーを有している場合は同エクスポージャーの 100%を該当する購入債権カテゴリに入れる。担保によってそこまでカバーされていないエクスポージャーについては、同エクスポージャーのうち次の割合部分を購入債権カテゴリに配分

= (担保されているエクスポージャーの割合 / 125%) x エクスポージャー金額
残存部分は無担保カテゴリに入れる。

E) その他の物的担保によって担保されているエクスポージャー

⇒ 担保によって同エクスポージャーが 140%カバーされているときは LGD が 40%に減じられる。部分的に担保されているエクスポージャーについてカテゴリ間の割当てを決定するために、銀行は計算上の仮定として商業用または居住用不動産に対するものと同じの取扱いを適用する。銀行が担保によって 140%カバーされているエクスポージャーを有している場合は、同エクスポージャーの 100%を該当する列(その他の物的担保カテゴリ)に入力する。担保によってそこまでカバーされていないが最低担保率 30%を満たしているエクスポージャーについては、同エクスポージャーのうち次の割合部分をその他の物的担保カテゴリに配分する。

= (担保されているエクスポージャーの割合 / 140%) x エクスポージャー金額
残存部分は無担保カテゴリに配分する。

本調査の目的上、これらの計算はそれぞれの貸付ごとに行う必要はなく、ポートフォリオ全体について内訳を推計することも可能です。

9.5 レポ形式の取引の取扱い

レポ形式の取引では、エクスポージャーデータの入力について二つの選択肢があります。
(「E*」の算定もしくは「LGD*」の算定)

エクスポージャーのネット額は、「LGD*」を計算する場合、「E*および E-E*の合計」(=E)が計算対象となります。この数値を「Repo / Securities lending exposures: net exposure」に記入してください。

次の入力として、「PDバンド」別に分類した「E」および「E*」の金額について、該当する列にそれぞれ記入してください。他方、「PD/LGDバンド」においては、「LGD」と「LGD*」に基づき入力してください。

9.6 OTC デリバティブ(派生商品取引)の取扱い

OTCデリバティブについては、「E*」を無担保・無保証のエクスポージャーの列に記入してください。エクスポージャーのグロス額のうち、ネットティング契約および担保によってカバーされている部分(即ち、「ゼロ」と「E-E*」のうち値のいずれか大きい方)を「secured exposures」(有担保・保証付エクスポージャー)のある「0%のLGD区分」に入力してください。(LGD列の空欄の箇所には何も入力する必要はありません)

9.7 オンバランス・シート・ネットティング契約(法的に有効なネットティング)

LGD 区分にエクスポージャーを割り当てる際には、法的に有効なネットティング契約を考慮して入力してください。エクスポージャーのグロス額のうち、当該ネットティング契約でカバーされている部分は「0%の LGD 区分」に入力してください。ネットティング後の残余部分の無担保・無保証部分は「unsecured」(無担保・無保証)の列(45%の LGD 区分)にエクスポージャーを入力してください。

9.8 マチュリティ調整

マチュリティについては、「PD/LGD バンド」に応じた「エクスポージャー加重平均マチュリティ」を記入する必要があります。使用するPD区分(PDバンド)および担保種類の区分(LGDバンド)は、PD および担保種類別(LGD 別)にエクスポージャーを入力したものと同じでなければならず、それぞれの「PD/LGD バンド」の組み合わせと整合的に、全てのバンド毎のエクスポージャーについての「エクスポージャー加重平均マチュリティ」を入力する必要があります。

9.9 中堅・中小企業向けエクスポージャー(SME)- 売上高規模の調整

中堅・中小企業向けエクスポージャー(SME Corporate)について、企業の売上高規模に関する調整が必要となります。

「FIRB SME Corporate」ワークシートにおいては、PD 区分に応じた企業規模(売上高を用いるか、資産合計額を用いるか)に関するエクスポージャーの入力が必要となります。ワークシート上、6つの売上高区分が設けられており(①0 から 5 億円、②5 から 10 億円、③10 から 20 億円、④20 から 30 億円、⑤30 から 40 億円、および⑥40 から 50 億円)、売上高規模のカテゴリーに応じて、「エクスポージャー加重平均総売上高(エクスポージャー規模による加重)」を入力してください。

10. Advanced IRB approach(先進的内部格付手法) <Corporate、Sovereign、Bank 等>

先進的内部格付手法(AIRB)について必要とされる入力には FIRB に係る入力方法と類似しておりますが、以下のような項目を留意し入力してください。

10.1 EAD (EAD bands (事業法人等向け、リテール向けエクスポージャー共通))

AIRB に関する「融資未実行分・未引出分(Undrawn)」および「その他のオフ・バランスシート・エクスポージャー(Other off-balance sheet exposures)」については、一旦掛目適用前のエクスポージャーを「PD/LGD バンド」に応じて入力します。その後、銀行内部で推計したデータ(%)を EAD バンド(EAD bands)に配分して、別途エクスポージャーを「PD/EAD バンド」に応じて記入する必要があります。

「融資実行分(Drawn)」および「OTCデリバティブ(OTC derivative exposures)」については EADバンドへの入力の必要はありません。「レポ形式の取引(Repo-style transactions)」については、EADは「E^{*}」の計算に織り込まれていると見なされるので、EAD区分に配分して記入する必要はありません。

10.2 LGD (LGD bands)

AIRB 手法の下では、各行内部の推計値に基づいて、シート上、三種類の損失値に分けて記入

する必要があります。

- 非デフォルト債権に係る LGD 値
- デフォルト債権に係る LGD 値
- デフォルト債権に係る EL_{default}

景気後退を反映した LGD 値(非デフォルトおよびデフォルト債権の両方)については、独自の LGD 区分(LGD bands)を定めることが可能です。但し、設定した LGD 区分における LGD 値は、特定バンド内の個々のエクスポージャーに対して割り当てられた各々の「エクスポージャー加重平均値」を入力することが前提となります。

非デフォルト債権については、「PD/LGD バンド」上の「LGD」(%)と記された列に自行で推計を反映した LGD 値を入力してください。また、LGD 区分がどの種類の担保に係るものであるのかが等を示すことも可能です。もし該当するものがあれば、プルダウン・メニューにおいて予め定義された担保種類を用いることも可能です。

デフォルト債権の LGD 値の入力は、デフォルト債権のエクスポージャー額が入力されている行の上に位置する「LGD」と記された行に、その値を入力してください。一旦 LGD 区分を定めた場合、それぞれの LGD バンドに対応するエクスポージャーについて、 EL_{default} を加重平均して、「Best estimate EL」の行にその数値(%)を入力してください。尚、非デフォルト債権のエクスポージャーとデフォルト債権のエクスポージャーについての LGD 区分は相互に関連するものではないので、デフォルト債権に関する LGD 区分は非デフォルト債権とは別に LGD 区分を設定することが可能です。

10.3 リテール (Retail QRE、Retail Mortgage、Retail Others)

リテール向けエクスポージャーは、実質的には AIRB と同様の方法で入力する必要があります。但し、マチュリティ調整がないため、基本的には、「PD/LGD バンド」毎にエクスポージャーを入力することのみとなりますが、「融資等未実行分・未引出分」(Undrawn)、「その他オフ・バランスシート・エクスポージャー」(Other off-balance sheet exposures)については、「PD/EAD バンド」にエクスポージャーを別途入力する必要があります。

10.4 マチュリティ調整・売上高調整

AIRB においても、FIRB と同様に、所与の「PD/LGD バンド」内のエクスポージャーについて、「エクスポージャー加重平均マチュリティ」を記入する必要があります。

中堅中小企業向けエクスポージャー(SME Corporate)については、FIRB と同様に売上高規模調整が必要となりますが、入力方法等については FIRB と同様に行ってください。

11. IRB Equity(株式等エクスポージャー)ワークシート

11.1 エクスポージャー

株式等エクスポージャーに該当するものは「IRB Equity」ワークシートに入力する必要があります。但し、告示案第 7 章第 3 節第 5 款に規定される「信用リスク・アセットのみなし計算」に該当するものについては、該当するワークシートへの入力をお願いします。

株式等エクスポージャーの入力に際して、「Summary」パネルにおいて、「Are these exposures considered material?」の項目を「Yes」に設定した上で、「If yes, breakdown of exposure」のセクションに、①IRB 方式にて計算されないエクスポージャー(Excluded from IRB approach)、②「マーケット・ベース方式」、③「PD/LGD 方式」に分類して、エクスポージャー額を入力します。

11.2 「グランドファザリング」の取扱い

株式等エクスポージャーについて、「グランドファザリング」(Grandfathered)の対象とされるエクスポージャーについてはパネル A に入力してください。

11.3 「マーケット・ベース方式」(パネル B)および「PD/LGD 方式」(パネル C)

告示案第 148 条に基づく「適用除外」の対象外としたエクスポージャーのうち、「PD/LGD 方式」(パネルC)または「マーケット・ベース方式(簡易手法または内部モデル手法)」(パネルB)については該当するパネルに記入してください。「PD/LGD方式」の入力については、PD区分の

設定等は事業法人等向けエクスポージャー(中堅中小企業向けエクスポージャーを含む)と同様に入力を行ってください。

11.4 告示案第 166 条第 10 項の取扱いについて(PD/LGD 方式 (パネル C))

株式等エクスポージャーで、「PD/LGD 方式」にて入力する場合、告示案第 166 条第 10 項に規定される「事業法人等デフォルト情報等十分に有しない場合の取扱い」に基づき、リスク・ウェイトに対して 1.5 の「スケーリングファクター」が適用されるものがある時には、各 PD 区分に基づき、株式等エクスポージャーを、同スケーリングファクターの適用を受けるものと、そうでないものとに分類して入力する必要があります。

12. IRB Specialised Lending(特定貸付債権)ワークシート(SL Slotting, SL HVCRE, SL Others)

特定貸付債権のうち、PD 推計が可能な場合等には、これらのエクスポージャーを「SL HVCRE」または「SL Others」ワークシートに記入してください。(AIRB と FIRB に分けて、「HVCRE」ワークシートまたは「SL Others」ワークシートに入力する必要があります。)

また、特定貸付債権に対して、スロットティングクライテリアを用いる場合、「SL Slotting」ワークシートに入力してください。

尚、「SL HVCRE」、「SL Others」の入力については、事業法人等向けエクスポージャー(Corporate、Bank、Sovereign)と同様に入力を行ってください。

13. IRB Securitisation(証券化エクスポージャー)ワークシート

13.1 Securitisation requiring deductions(パネル A)

パネル A には、告示案第 5 条第 1 項 4 号に規定される「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」、告示案 247 条第 2 項に規定される「信用補完機能を持つ I/O ストリップス」の額を記入してください。

13.2 Securitisation exposures subject to ratings-based or internal assessment approach (外部格付準拠方式・内部評価手法にてリスク・アセットを算出する証券化エクスポージャー)(パネル B)

エクスポージャーのタイプ

告示案第 8 章第 2 款に規定される「内部格付手法の対象となる証券化エクスポージャー」のうち、外部格付準拠方式および内部評価手法に従ってリスク・アセット額を計算する証券化エクスポージャーについては、パネル B に入力してください。また、オフ・バランス項目に係る証券化エクスポージャーについては告示案 266 条に基づき与信相当額を算定して、パネル B に入力してください。

リスク・アセット

告示案第 256 条に基づき、該当するリスク・ウェイトに対応するように、パネル B に入力してください。

信用リスク削減効果

金融資産担保によるリスクの削減を受けている証券化エクスポージャーであって、信用リスク削減効果(CRM)が格付に反映されていないなどの場合は、外部格付準拠方式のリスク・ウェイトを E* で乗じた積として計算することが可能です。(CRM前後のリスク・アセットを該当するセルに記入してください。)

信用リスク削減手法(CRM)が、証券化エクスポージャーをカバーする保証(または CDS、信用状)である場合、同エクスポージャーのうち保証によってカバーされている部分につき「リスク・ウェイト置換え方式」を用いることとなります。但し、該当する CRM 効果勘案前のリスク・ウェイトに従い、エクスポージャーの全額を「Exposures」の列に記入する必要があります。同エクスポージャーのうち保証が付されている部分については、該当するリスク・ウェイトを考慮し、リスク・アセットを計算する必要があります。

13.3 Unrated exposures - non IAA（指定関数方式等の取扱い）（パネル C）

エクスポージャーのタイプ

指定関数方式（「Supervisory Formula」（SF））にてリスク・アセットを算出する証券化エクスポージャーは、自行にて計算した指定関数方式のリスク・ウェイトに応じて分類し、該当するパネル C1（または C2）に記入してください。

特に告示案第 253 条第 2、3 項に基づく証券化エクスポージャーについては、パネル C3 に記入してください。告示案第 253 条第 3 項に基づき外部格付準拠方式を適用しなければならない場合、パネル C3 の「Retained exposures」の行に記入してください。

外部格付準拠方式（RBA）、指定関数方式（SF）および内部評価方式（IAA）のいずれも適用しない無格付の証券化エクスポージャーで、資本控除の対象とされる場合（告示案第 254 条第 5 項）などは、パネル C4 に記入してください。

リスク・ウェイトおよびリスク・アセット

指定関数方式（SF）にて取扱われる無格付の証券化エクスポージャーについては、告示案第 257 条に基づき、各行にて計算し、該当するリスク・ウェイトの区分に応じて、エクスポージャーおよびリスク・アセットを入力してください。

13.4 Investors' interest（早期償還条項付の証券化取引＜投資家持分＞）（パネル D）

エクスポージャーのタイプ

このパネルは、告示案第 270 条（第 252 条の準用規定）に該当する早期償還条項付の証券化取引につき、「コントロール型の早期償還条項に対応する掛目」、「非コントロール型の早期償還条項に対応する掛目」を考慮し、掛目前後のエクスポージャーを「パネル D」に入力してください。

エクスポージャー金額およびリスク・アセット

リスク・アセットは告示案第 270 条(第 252 条の準用規定)「内部格付手法における早期償還条項の取扱い」に基づき算定してください。

14. Operational Risk ワークシート

14.1 はじめに

オペレーショナル・リスク相当額の計算には、①基礎的手法(Basic Indicator Approach, BIA)、②粗利益配分手法(The Standardised Approach, TSA)、および③先進的計測手法(Advanced Measurement Approach, AMA)の三つの手法があります。特に先進的計測手法のデータを提出する金融機関は、「基礎的手法」あるいは「粗利益配分手法」のデータを少なくとも1つ提出してください。

14.2 データの取扱い

粗利益等に関するデータは上記①、②の手法に応じて、該当する箇所に入力してください。ただし、所与のビジネス・ラインにおいて銀行が活動を行っていない場合などは、対応するセルに「NA(not applicable)」と記入してください。また、所与のビジネス・ラインにおいて銀行が活動を行ってはいるがそれを推計することができないなどがある場合には、対応するセルに「NI(no information)」を記入してください。(極力「NA」、「NI」の入力は避けてください。)

14.3 粗利益

粗利益については、告示案第 304 条および第 305 条に基づき入力してください。

14.4 基礎的手法

基礎的手法の下では、銀行は過去三年間の平均年間粗利益について、パネル C に入力してく

ださい。(シート上で特定された三年間についての自行の合計粗利益を入力してください。尚、ワークシート上では、粗利益が正である複数年の合計粗利益の平均値を自動的に計算することになっております。)

14.5 粗利益配分手法

粗利益配分手法の下では、告示案別表第1に基づき業務区分を分類する必要があります。(①コーポレート・ファイナンス、②トレーディング及びセールス、③リテール・バンキング、④コマース・バンキング、⑤決済業務、⑥代理業務、⑦資産運用、そして⑧リテール・ブローカレッジの8つのビジネス・ラインに分類)。各業務区分に応じて、粗利益を配分し、パネルDの該当箇所に入力してください。

14.6 先進的計測手法

先進的計測手法の下では、金融機関内部のリスク計測システムから導き出したオペレーショナル・リスク相当額をパネルFの該当箇所に入力してください。

パネルFの任意入力項目として、可能であれば以下の項目の入力もお願いします。

- 分散効果等調整する前のリスク相当額
- 保険による相殺効果を認識する前のリスク相当額
- 定性上の調整を行う前のリスク相当額
- クレジットカード関連の不正にかかるリスク相当額
- リテール業務の不正にかかるリスク相当額
- オペレーショナル・リスクの EL 相当額

以上